

個人事業税の納付は

便利な口座振替で！

個人事業税は、前年の事業所得が290万円を
超える方に課税されます。

個人事業税の納税には、電気・ガス・水道等の
公共料金と同じように、口座振替を利用されると
便利です。

*お申込方法は、各金融機関または青色申告会事務
局の窓口等に備え付けの『預金口座振替依頼書』
ハガキに必要事項を記入し、郵便ポストに投函す
るだけです。

*令和三年度の個人事業税

の納期限は、

第一期分 8月31日（火）

第二期分 11月30日（火）です。

船橋県税事務所

047(433)1275